

## 公害等調整委員会の動き

(令和6年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

### 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月7日	令和4年(ゲ)第10号 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
11月18日	令和4年(セ)第5号 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
11月25日	令和5年(セ)第11号 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
12月6日	令和4年(セ)第4号 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	兵庫県
12月17日	令和4年(セ)第8号 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
12月19日	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件(令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号・令和6年(セ)第7号事件) 第10回審問期日	東京都

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

#### ○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第13号事件)

令和6年10月4日受付

本件は、被申請人が申請人宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いている等として、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計330万6340円の支払を求めるものです。

#### ○ 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第8号事件)

令和6年10月21日受付

本件は、申請人に生じた吐き気、頭がジンジンとしびれるような症状等の健康被害は、被申請人が管理するアパートにおいて、低周波音を発生させる給湯器(又はボイラー)を稼働させていることによるものである、との裁定を求めるものです。

#### ○ 愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第15号・令和6年(セ)第17号事件)

令和6年11月8・14日受付

本件は、被申請人(鉄工所の代表清算人ら3人)が申請人宅北側に建築した鉄工所(被申請人)を、建物解体会社(被申請人)に解体させた解体工事(以下「本件工事」という。)において、大型重機で石綿含有の可能性が高い壁を破砕し、申請人宅側の防護幕の上から落として粉砕・破砕して、騒音、振動、粉じんを発生させたことにより、申請人は、本件工事時はイヤーマフを装着しなければ生活できず、耳の聞こえが悪くなり耳鼻科に通院し、また、本件工事終了後も跡地にある破砕物からのアスベスト飛散の危険へのストレスにさらされ夜も寝られず、メニエール症候群に罹患し通院することとなり、健康的被害及び精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計89万4950円を連帯して支払うことを求めるものです。(令和6年11月8日受付)

その後、令和6年11月14日、同申請人から、愛知県及び愛知県蟹江町を相手方(被申請人)として、被申請人らが、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第10条第1項に基づく建物解体工事に関する虚偽の届出書を受理し、近隣住民からの苦情や、申請人が提示した本件工事現場で採取したスレート片がアスベスト含有であったことを示す分析結果から、本件工事現場跡地にアスベストスレートが不法投棄されていることを知りながら、適正な立入りや検査を行わず、アスベストスレートはないと認定して放置していることにより、本件工事跡地に隣接する申請人宅に居住する申請人は、アスベストを3年間吸い続け精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金4万円を連帯して支払うことを求める、との責任裁定の申請がありました。(令和6年11月14日受付)

### ○ 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第9号事件)

令和6年12月2日受付

本件は、申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害は、被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙(アンモニア・硫化水素等)による悪臭を発生・拡散させていることによるものである、との裁定を求めるものです。

### ○ 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第10号事件)

令和6年12月10日受付

本件は、申請人に生じた胸痛、動悸、頭痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害は、被申請人ら宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器により騒音、振動、低周波音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

### ○ 高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第11号事件)

令和6年12月27日受付

本件は、申請人が所有する自家用車等に鉄粉が付着し、継続的に損壊を受けている被害は、被申請人(鉄道会社)が日常的に運行管理する鉄道車両等が原因で、鉄粉を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

## 終結事件の概要

### ○ 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第2号事件)

#### ① 事件の概要

令和6年2月13日、神奈川県鎌倉市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことと申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年10月7日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

### ○ 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第10号・令和6年(調)第8号事件)

① 事件の概要

令和4年11月4日、東京都足立区の住民2人から、アクセサリー製造等会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの騒音、低周波音、振動と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年10月7日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第8号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進め、同月29日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

- 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件  
（公調委令和6年（セ）第10号事件）

① 事件の概要

令和6年7月8日、福井県若狭町の住民1人（申請人）から、申請人宅の道路を隔てた真向かいに所在する飲食店の経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が、飲食店等（パン製造工場、パン販売所及びカフェ）を開業以来、客との話し声、店への誘導の声、客を見送る際の声、客の車による駐停車音、発進音及びアイドリング音等の騒音を発生させ、また、申請人に対し不誠実な対応をしたことにより、申請人は、急性ストレス障害、適応障害及び不眠症と診断され、生活や仕事に支障が出ており、通院治療しているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金58万6530円の支払を求めたものです（その後、請求金額は69万8760円に変更）。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年11月28日、本件申請は、公害紛争処理法2条及び環境基本法2条3項に定める「公害」に係る紛争や公害紛争処理法42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の13第1項の規定に基づき、申請人の本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

## 公害等調整委員会の動き

### ○ 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第5号事件)

#### ① 事件の概要

令和4年8月1日、千葉県柏市の住民1人から、犬のブリーダー業を営む隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることにより、申請人が、精神的苦痛等の健康被害を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているとして、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金440万円等の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで複数の犬の吠え声による騒音を発生させたことにより、申請人が精神的苦痛等の健康被害を受け、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されたかについて、専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年12月17日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

### ○ 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第14号事件)

#### ① 事件の概要

令和6年11月7日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的、肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和5年4月に大腸憩室出血のため、令和6年1月に下部消化管出血のため、緊急入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐(おうと)、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているとして、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計600万円の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年12月17日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

### ○ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第3号事件)

#### ① 事件の概要

東京都東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請がありました。

- (1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。
- (2) 騒音については以下のとおり。
  - (i) 露天風呂からの人の声等、(ii) 露天風呂のテレビや滝の音、(iii) 北側室外機の音、(iv) 入浴施設の BGM や店内放送、(v) 排水及び排気の音、(vi) 車のアイドリング音、(vii) 夜間工事の騒音
- (3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第 27 条第 3 項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第 5 項の規定により、令和 3 年 9 月 27 日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会が、同年 10 月 18 日に受け付け、令和 5 年 1 月 19 日、調停が成立した事件（令和 3 年（調）第 3 号事件）です。

令和 5 年 12 月 13 日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

## ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、被申出人に対し、公害紛争処理法第 43 条の 2 第 1 項前段に基づき、勧告を求める申出のあった令和 3 年（調）第 3 号事件の調停条項の義務の履行を勧告することを令和 6 年 12 月 17 日に決定し、19 日に勧告しました。